

令和6年度

雇用のミスマッチ解消・人材確保支援事業 募集要領

○本事業は、令和6年能登半島地震の被災地における雇用のミスマッチ解消及び人材確保に向けた業務の切出しによる雇用創出に取り組む事業者を支援するものです。

○募集期間

(交付申請)

令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

※郵送の場合は、当日の消印有効

※電子メールでの提出の場合、締切日の17時までに到着が確認できたものが有効です

○お問い合わせ先

石川県 商工労働部 労働企画課

電話 076-225-1672 / 225-1532

令和6年7月

石川県／石川県人材確保・定住促進機構 (ILAC)

目 次

頁

I	事業目的	1
II	事業スキーム	1
III	事業内容	1
	1. 補助対象事業者	1
	2. 補助対象経費	2
	3. 補助率、補助金上限額等	2
	4. 申請回数	2
	5. 補助事業実施時期	2
	6. 注意事項(切出し業務の考え方)	3
IV	応募申請手続き	4
	1. 申請のタイミング	4
	2. 応募申請書類及び添付資料	4
	3. 申請期日	5
	4. 審査	5
	5. 審査結果の通知	5
V	その他	5
VI	補助対象経費支出基準	6

I 事業目的

本事業は、令和6年能登半島地震の影響により雇用のミスマッチが生じている被災地（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市および志賀町）において、被災求職者が求人に応じやすいよう、既に出している、あるいは今後出そうとしている求人業務から、軽作業などの一部の業務を切り出してもらおうよう事業者に働きかけ、切り出された業務内容での雇用によって生じる労務管理費や研修費などのかかり増しの経費を事業者に助成することで、事業者の業務の切出しを促進し、雇用のミスマッチ解消や人材確保を促進することを目的とします。

II 事業スキーム

※朱書き部分が事業者様の実施箇所となります



（注）求人を登録する職業紹介機関は、石川県内のハローワーク、または、ILAC（石川県が運営するUIターン就職マッチングサイト「イシカワノオト」）等、機構が指定するもの

III 事業内容

1. 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下の要件を全て満たす事業者です。

- ① 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市および志賀町に所在する事業所において、既に出している、あるいは今後出そうとしている求人業務の中から、業務の切出しを行うことで創出した求人で新たに労働者を雇用した事業者とし、その雇用する労働者については、半年以上の雇用見込みがあると認められる者とし、また、当該労働者については、個人事業主と生計を同一にする者、または法人の役員と生計を同一にする者を対象から除くこととします。
- ② 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- ③ 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- ④ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑤ 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。

- ⑧ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑫ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑬ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- ⑭ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑮ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 補助対象経費

以下の経費のうち、切り出した求人ですべて新たに労働者を雇用した場合に、追加で発生するかかり増し経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。また、補助対象経費は**実費相当額(消費税対象外)**となりますので、**領収書、帳簿等の支出を証明する書類**が必要となります。

なお、国、県、市町から同趣旨の助成金の交付を受けた場合は、助成対象外とします。

それぞれの補助対象経費の内容等については、**本募集要領P6～**

VI 補助対象経費支出基準「**補助対象経費支出基準**」をご確認ください。

3. 補助率、補助金上限額等

補助率：10/10(消費税を除く実費相当額)

上限額：10万円/人、100万円/事業者

<上限額に関する注意事項>

1事業者当たりの上限額を超えない限り、人数の制限はありません。

例えば、業務の切出しにより、新たに12人を雇用し、かかり増し経費が9万円/人の場合、12人×9万円=108万円となり、100万円支給となります。

4. 申請回数

申請回数の上限はありません。

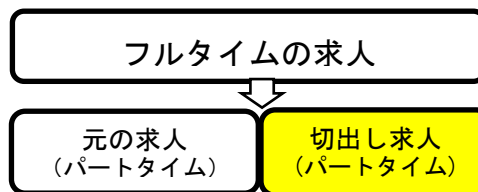
5. 注意事項（切り出し業務の考え方）

対象となる切り出し業務の考え方については、以下をご確認ください。

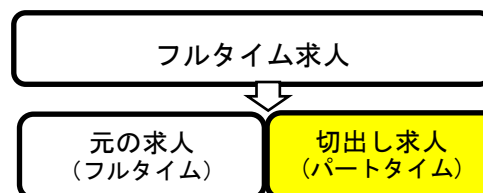
【注】対象となる切り出し業務に関する注意事項

●補助対象となる切り出し業務については、以下の通りとなります。

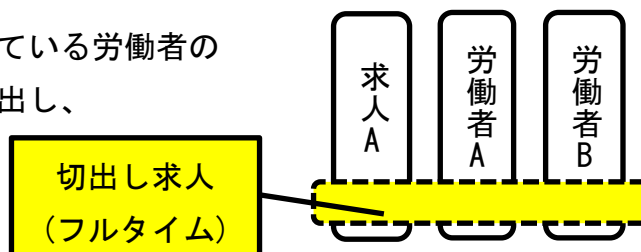
- ① フルタイムの求人分割して、
複数のパートタイム求人を創出
（求人自体は複数必要だが、対象は新たに切り出された分の求人のみ）



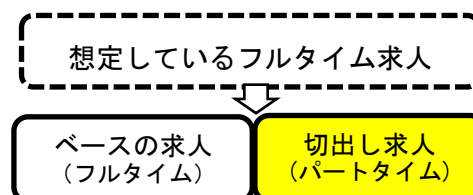
- ② フルタイム求人から、業務の一部を切り出し、パートタイムの求人
を創出



- ③ フルタイム求人と、今雇っている労働者の
業務の一部をそれぞれ切り出し、
フルタイムの求人を創出



- ④ 想定しているフルタイム求人から、
業務の一部を切り出し、新たに
パートタイムの求人を創出
（求人自体はフルタイムのものも必要だが、対象はパートタイムのみ）



IV 応募申請手続き

1. 申請のタイミング

本事業は事後申請方式によるもの、事業が終了（切り出した求人で求職者を採用し、必要なかかり増し経費の支出を終えた時点）してから、書類をそろえて申請

※ただし、一件の採用の都度、申請することも可能です。

2. 応募申請書類及び添付資料

- ① 雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金交付申請・実績報告書(第1号様式)【必須】
- ② 補助対象経費積算明細書(別紙1)【必須】
- ③ 誓約書(第2号様式)【必須】
- ④ 切り出した業務の求人票の写し【必須】
- ⑤ 選考結果通知または雇用契約書の写し(切出し業務による雇用契約の確認)【必須】
- ⑥ 業務切出しを行う前の求人票の写し【切出し前の求人がある場合】
- ⑦ 業務切出し後の元の求人【⑥と同じ場合は省略】
- ⑧ 支出を証明する書類(領収書、帳簿等)【必須】

<提出に当たっての留意事項>

- ① 提出された応募書類等は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類等は返却いたしません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ② 採択・不採択の結果を問わず、応募書類等の作成費用は支給されません。
- ③ 上記以外にも採択に当たり、必要な書類の提出を求められることがあります。

<応募書類等提出先及び問い合わせ先>

【交付申請書類等の提出先・問い合わせ先】

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 労働企画課

電話：076-225-1672 / 225-1532

E-mail：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

応募書類は電子メール又は郵送にて、上記提出先までお送りください。

電子メールでの提出の場合は、タイトルを「雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金申請書(〇〇〇)」とし、括弧内に申請を行う事業者名を記載してください。

また、ネットワーク障害等が生じる可能性がありますので、締切まで余裕を持って提出
いただくとともに、電子メール送信後に、必ず石川県商工労働部労働企画課宛てにメー
ルの受信確認の電話をしていただくようお願いします。

電子データは、ワードやエクセル等の加工可能なファイル、紙媒体の資料はPDFにし
てください。添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、メールを分割して送信して
ください。

郵送の場合は、用紙を日本産業規格に定めるA列4番の縦で統一し、全て片面で提出
してください（両面は避けてください）。また、封筒の表面に「雇用のミスマッチ解消・
人材確保補助金申請書類在中」と朱書きしてください。

3. 申請期日

令和7年2月28日（金）まで（※郵送の場合は、当日消印有効とし、電子メールの
場合、締切日の17時までには到着が確認できたものが有効）

4. 審査

提出された書類の内容等について、関係者にヒアリングを実施する場合があります。

5. 審査結果の通知

審査結果については、後日、申請事業者に決定通知を送付します。

V その他

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、石川県補助
金交付規則及び雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金交付要綱の規定を遵守していただ
くこととなりますのでご注意ください。

- (1) 事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を
整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (2) 補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を
要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を
明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内
容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外とな
る可能性もありますのでご注意ください。
- (3) 補助金の交付対象となる経費は、当該事業期間内に支出があったものに限られます。
- (4) 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下、消
費税等という。）は補助対象経費から除外して交付申請書を提出してください。
- (5) 反社会的勢力との関係が判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。
- (6) この補助金に係る対象経費を重複して、国または他の地方公共団体等からの交付を
受けてはなりません。

VI 補助対象経費支出基準

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には切り出した業務内容での雇用契約に伴い、次の①～⑥のいずれかの経費を要する措置を実施し、**事業者が負担した経費について支給対象となります。**(**実費精算**)

負担した経費については、補助金交付申請・実績報告書(第1号様式)に添付する補助対象経費内訳明細書(別紙1)を記載の上、その支出額が確認できる領収書や帳簿などの書類の写しを添付してご提出ください。また、審査において石川県が求める書類を提出いただく場合があります。

なお、交付申請において、**交付申請合計額の千円未満の値は切り捨て**としてください。

- ① 業務の切出しによる新規雇用に伴い、労働者が直接使用する什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費(事務用消耗品(各種用紙、文房具、トナー等でその性質が長期の使用に適しないもの)を除く)
- ② 職場見学、業務説明会の実施に要する経費
- ③ 就業規則等の整備・改正に要する経費
- ④ 教育訓練に要する経費
- ⑤ 新しく雇用した労働者の転居に関する経費
- ⑥ その他、機構が特に必要と認める経費

<経費として認められるもの(例)>

- ・新たに雇用した労働者が単独で直接使用する机、椅子、被服、PC、工具、参考書籍等
- ・出向労働者が業務で使用するソフトウェア購入費、ライセンス料(ただし個別ライセンスが付与されるソフトウェアに限ります。)
- ・就業規則の変更や雇用契約を社会保険労務士等に委託した場合の当該社会保険労務士等に支払った費用
- ・業務に必要な移動を行うため、社内の就業規則等に基づいて支払った旅費(ただし、支出が証明できるものに限ります。)
- ・外部講師を呼んだ場合の講師費用
- ・労働者の転居に係る引越費用(専門業者に依頼・実施した場合に限ります。)

<経費として認められないもの(例)>

- ・新たに雇用した労働者が業務に使用しない、あるいは他の労働者と共用となる物品
- ・消耗品代(各種用紙、文房具、トナー等でその性質が長期の使用に適しないもの)
- ・事業所の賃貸借料、光熱水料、インターネット料金、機器等保守料金
- ・事業所の労働者の賃金
- ・転居に係る物件の敷金・礼金、賃貸借料(共益費含む)、物件購入費、光熱水料